

# 令和8年度情報通信技術支援員派遣業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

富山県教育委員会教育企画課

## 1 趣旨

本要領は、令和8年度情報通信技術支援員派遣業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度情報通信技術支援員派遣業務

### (2) 目的

ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を整備し、学校におけるICT教育の支援体制を整備するため、専門的な知識や経験を有する情報通信技術支援員（以下「支援員」という。）を富山県立学校（県立高等学校及び県立特別支援学校）に派遣し、適切な支援を行う。

県立高等学校及び県立特別支援学校高等部においては、令和7年度入学生より個人所有の1人1台端末を導入した。新端末導入のサポート、各OSの特長を踏まえた効果的な学びの提案、教職員の研修等についても、本業務を通して各学校を支援する。

### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

ただし、派遣期間は令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

（派遣日は、各学校の希望を踏まえて決定する。4月1日から確実に派遣可能な体制を整えること。）

### (4) 内容

別紙「令和8年度情報通信技術支援員派遣業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

## 3 委託料の上限額

金11,344,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

見積書の金額が、上限額を超過した場合は失格とする。また、この上限額とは別に契約手続きの中で予定価格が設定される。

本プロポーザルは、富山県令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、富山県議会において関係予算が可決されなかった場合は、契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、プロポーザル参加事業者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については一切補償しない。

## 4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 本業務を実施するうえで必要な十分な経験と知識を有し、確実に遂行できる体制であること（令和8年4月1日までに、派遣を予定する支援員全員の派遣準備を確実に整えることができること。）。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遗漏がないこと。
- (3) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと
- ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者

- ヶ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ｺ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同業第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- ｻ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- ｼ 県税を滞納している者
- ｽ 民法（明治29年法律第89号）第13条第1項10項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ｾ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

## 5 プロポーザル参加手続等

### （1）参加申込

本プロポーザルに参加を予定する場合は、「参加申込書（様式1）」（PDF形式、押印不要）を「10 日程」に記載の期限までに、「12 提出・問合せ先」へ電子メールにより送付すること。

必ず電話で着信の確認をすること。また、メールの送信記録は保存しておくこと。

- ・メール件名：【事業者名】情報通信技術支援員派遣業務委託プロポーザル参加申込書

- ・ファイル名：参加申込書（事業者名）（様式1）

### （2）質問

質問がある場合は、「質問書（様式2）」（Excel形式）を「10 日程」に記載の期限までに、「12 提出・問合せ先」へ電子メールにより送付すること。

必ず電話で着信の確認をすること。また、メールの送信記録は保存しておくこと。  
電話及び口頭による質問は受け付けない。

質問内容によっては、回答に時間を要するので、できるだけ早く送付すること。

質問に対する回答は、プロポーザルに申し込んだ全ての者に対して、質問した事業者名を伏せて行う。参加申込に関する質問等は、ホームページにも掲載する。

- ・メール件名：【事業者名】情報通信技術支援員派遣業務委託に係る質問書

- ・ファイル名：質問書（事業者名）（様式2）

## 6 提案書等の作成及び提出

本プロポーザルへの参加を申し込んだ事業者は、次の①～⑤を「10 日程」に記載の期限までに、「12 提出・問合せ先」へ電子メールにより送付すること。

必ず電話で着信の確認をすること。また、メールの送信記録は保存しておくこと。

※ 全て別ファイル（PDF形式）とし、事業者名が分かるファイル名として、一つのフォルダにまとめて圧縮して提出すること。

※ タブレットで参照できるように、できるだけPDFファイルのサイズを小さくすること。

- ・提出書類

- ① 提案書等提出届（様式3）
- ② 提案書
- ③ 業務実績調書（様式4）
- ④ 統括責任者調書（様式5）
- ⑤ 見積書（様式任意）

・メール件名：【事業者名】情報通信技術支援員派遣委託に係る提案書等  
※ 提出するファイルの合計容量が10MBを超える場合は、前日までに「12 提出・問合せ先」に連絡すること。大容量ファイルの送信方法について、別途連絡する。

- ・提案書について
    - ア A4縦長又はA4横長のいずれかに統一し、横書きとすること。
    - イ 提案書本文は15ページ以内とし、各ページにページ番号を記載すること。表紙・目次・空白ページは数えない。
    - ウ 以下に掲げる内容については必ず記載すること。また、「令和8年度情報通信技術支援員派遣業務委託に係る公募型プロポーザル 審査基準及び配点」の各項目を踏まえて記載すること。
      - (ア) 会社概要
      - (イ) 業務に対する基本方針
      - (ウ) 支援員の支援内容や相談窓口の教職員への周知方法、派遣依頼回数増加のための提案
- なお、審査基準に記載のある各種計画については、以下を参照すること。
- ・第3期富山県教育大綱（第4期富山県教育振興基本計画）素案  
([https://www.pref.toyama.jp/1119/kyoikutaikou\\_3.html](https://www.pref.toyama.jp/1119/kyoikutaikou_3.html))
  - ・富山県学校教育情報化推進計画  
([https://www.pref.toyama.jp/3000/kensei/dx/plan\\_2023.html](https://www.pref.toyama.jp/3000/kensei/dx/plan_2023.html))
  - ・県立学校における働き方改革推進プラン  
(<https://www.pref.toyama.jp/3001/kurashi/kyouiku/hatarakikata/index.html>)

## 7 審査方法及び審査結果

### （1）審査方法

提案書等の仕様が適合することを確認した事業者に対し、プレゼンテーション・質疑を次のとおり実施する。

提出された提案書等の内容審査（以下「書類審査」という。）及びプレゼンテーション審査を行い、全審査委員の得点を平均したものを事業者の得点とする。

最も得点の高い事業者を受託候補者、次に高かった事業者を次点者とする。

複数の事業者が同点の場合は、提案点（基本事項と支援業務の合計点）が高い事業者を受託候補者とする。提案点も同点の場合は、抽選とする。

受託候補者との契約に向けた交渉が整わなかった場合、次点者と交渉を行う。

参加申込書提出事業者数が多い場合、プレゼンテーション審査を適正に実施するため事前に書面審査を実施し、書面審査の上位事業者によりプレゼンテーション審査を

実施する場合がある。参加申込書提出事業者数が1者の場合であってもプレゼンテーション審査を実施する。審査は非公開とする。

## (2) プrezentation審査

- ・実施予定日：「10 日程」に記載のとおり
- ・実施予定場所：富山県庁又は富山県民会館 ※ 後日、個別に連絡
- ・実施方法：1事業者あたりの時間は20分間以内とし、質疑応答の時間として別に10分間以内程度設ける。

説明者は、本事業を担当する者3名以内とする。また、説明は本事業の目的及び体制等を網羅的に理解している参加申込書に記載された統括責任者が中心となって実施すること。

会場に準備されたテレビ又はプロジェクター（HDMI接続）を使用してもよい。ただし、提案書等と同時に提出された資料（PDF形式）以外の提示や配付は認めない。準備に要する時間は、3分間以内とする。

プレゼンテーション審査の実施順は、参加申込書の提出順とする。

## (3) 審査結果の通知

審査結果は後日、書面（電子メール添付）で採否のみ通知する。また、審査結果に対する異議申し立てはできない。

## 8 審査基準及び配点

「令和8年度情報通信技術支援員派遣業務委託に係る公募型プロポーザル 審査基準及び配点」のとおり

## 9 契約の相手方の決定方法

県は受託候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が調った場合は、受託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

## 10 日程

令和7年12月11日（木）	プロポーザル公告 募集開始
令和8年1月7日（水）午後3時	質問書提出期限
令和8年1月19日（月）午後3時	参加申込書提出期限
令和8年1月26日（月）午後3時	提案書等提出期限
令和8年2月25日（水）	プレゼンテーション審査
令和8年2月下旬～3月上旬	受託候補者の決定

## 11 その他

(1) 提出する案は、参加事業者1者につき1案とする。

(2) 次のいずれかに該当する場合については、提案を無効とする。

ア 参加資格要件又は仕様を満たしていない場合

イ 実施要領等で示された提出期限、提出先、提出書類の書式等の条件に適合する書類の提出がなかった場合

- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - エ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
  - オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - カ 提出書類に記載された内容において、明らかに公正な競争を阻害する又は業務実施に支障を来す恐れがあると判断される場合
- (3) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加事業者の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。（様式任意）
- (6) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (7) 提案書等の内容に不整合があった場合は、富山県にとって利となる内容を正とする。
- (8) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。

## 12 提出・問合せ先

富山県教育委員会教育企画課ICT教育推進係  
谷川  
メール : akyoikukikaku@pref.toyama.lg.jp  
TEL : 076-444-4511